

災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務の支援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人全国測量設計業協会連合会九州地区協議会会長及び一般社団法人福岡県測量設計コンサルタント協会会長、一般社団法人佐賀県県土づくりコンサルタント協会会長、一般社団法人長崎県測量設計コンサルタント協会会長、一般社団法人熊本県測量設計コンサルタント協会会長、一般社団法人大分県測量設計コンサルタント協会会長、一般社団法人宮崎県測量設計業協会会長、公益社団法人鹿児島県測量設計業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、九州地方整備局管内において地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合の、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下、「事務所長等」と言う。なお、事務所等とは、九州地方整備局の事務所及びダム管理所を言う。）が特定した乙の会員が実施する応急対策業務の支援に関し、業務の実施内容等を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、九州地方整備局管内とする。

（業務の実施内容）

第3条 甲は、九州地方整備局管内に災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に第2項に規定する業務を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭または電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続きを行うものとする。

2 乙の業務は以下の事項とする。

（1）乙は、甲又は事務所長等が被災施設等の状況調査・応急対策等を乙の会員へ要請するため、要請先選定の判断に必要な会員の情報を甲に提供するものとする。また、甲又は事務所長等が乙の会員へ要請した場合は、甲乙が情報を共有するものとする。

3 乙は、甲から協力の要請があった場合には、特別な理由がない限りこれに応ずるものとする。

4 上記に係る手順の詳細については、別に定めるものとする。

（緊急連絡先名簿及び連絡体制表）

第4条 甲及び乙は、緊急連絡先名簿を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、九州地区協議会内の連絡体制表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

(業務の実施範囲の特例)

第5条 甲は、特に必要と判断した場合、第2条の業務の実施範囲以外に出動要請を行うことができるものとする。ただし、この場合は、「九州地方整備局管内」を「他の地方整備局等管内」と読み替えるものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。
なお、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

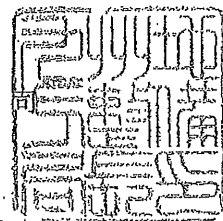
この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年12月12日

甲 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局長

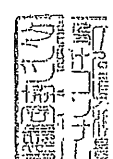
金 尾 健



乙 福岡市博多区博多駅東2丁目5-28

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

九州地区協議会会長 藤 本 祐 二



福岡市博多区博多駅東2丁目5-28

一般社団法人 福岡県測量設計コンサルタンツ協会
会長 横山 巖



佐賀市鍋島2丁目13-4

一般社団法人 佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会
会長 佐々木 義文



長崎市川口町6-17

一般社団法人 長崎県測量設計コンサルタンツ協会
会長 森 重孝志



熊本市中央区帯山1丁目38-31

一般社団法人 熊本県測量設計コンサルタンツ協会
会長 藤本 祐二



大分市大字片島555

一般社団法人 大分県測量設計コンサルタンツ協会
会長 今山 清



宮崎市大字島之内10211-9

一般社団法人 宮崎県測量設計業協会
会長 西田 靖



鹿児島市真砂町48-1

公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会
会長 中西 一男



【運用】

「災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務の支援に関する協定書」
(以下「協定書」という。)第3条(業務の実施内容)、第4条(緊急連絡先名簿及び連絡体制表)に関する運用について
(本官(本局)契約の場合)

平成26年12月12日

九州地方整備局企画部 防災課長
川野



一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
九州地区協議会会長 藤本 祐



【協定書第3条関係】

- ① 九州地方整備局災害対策支部(以下「九地整支部」という。)長は、災害時協力業者では対応が困難な事象が発生、又は発生のおそれがある場合は、九州地方整備局災害対策本部(以下「九地整本部」)長へ支援要請を行う。
 - ①-1 協定書第3条により要請する場合、九地整本部長は一般社団法人全国測量設計業協会連合会九州地区協議会(以下「協議会」という。)会員へ要請を発出するよう九地整本部に指示する。
- ② 九地整本部は、「災害応急対策協力調書(様式1)」(以下「調書」という。)を協議会事務局へメール及びFAXにより依頼する。
 - ・九地整本部は、調書に災害場所、災害の概要、協力要請内容及び回答期限等を明記する。
- ③ 九地整本部から依頼のあった協議会事務局は、協議会会員へメール及びFAXにより対応可能な会員を調査する。
- ④ 対応可能な協議会会員(以下「対応可能な会員」という。)は、調書に必要事項を記入して、協議会事務局へメール及びFAXにより返信を行う。

- ⑤ 協議会事務局は、対応可能な会員から九地整本部への回答期限に間に合うように届いた調書をまとめて、九地整本部へメール及びFAXにより報告する。
- ・調書の提出は、着信履歴が九地整本部への回答期限に間に合うように協議会事務局に届いたことの確認が取れたもののみとする。
- ⑥ 九地整本部長は、提出された調書をもとに、事前に定めた基準に従い、評価を行い、出動を要請する協議会会員を特定する。
- ⑦ 九地整本部長は、特定した協議会会員（以下「特定業者」という。）に特定された旨の連絡を行う。
- ⑧ 九地整本部長は、当該事務所長等に災害応急対策業務を契約締結する特定業者の通知を行う。
- ⑨ 九地整本部は、協議会事務局に会員に要請したことを報告する。
- ⑩ 協議会事務局は、特定されなかった会員へ特定されなかった旨の連絡を行う。
- ⑪ 九地整本部長（局長）は特定業者と災害応急対策業務の契約を締結する。
- ⑫ 九地整本部長は契約した会員（以下「契約業者」という。）を事務所等へ通知。
- ⑬ 九地整支部長は契約業者に災害応急対策業務の指示等を行う。

※ ただし、上記②で協議会事務局と連絡が取れない等、協議会事務局が対応できない場合には、九地整本部は、協議会事務局から予め提出されている災害緊急連絡体制表の連絡優先順位により要請し、調書の提出を受けることができるものとする。

※ 現場の状況により分任官（事務所）契約が想定される場合は、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪の「九地整本部長」を「九地整支部長」に読み替えるものとする。

【協定書第4条関係】

- ⑬ 協定書第1項の緊急連絡先名簿、第2項の支部内の連絡体制表は、毎年度5月までに作成し、防災課長に提出するものとする。また、変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。